

宝塚市平和事業検討委員会設置要領

（趣旨）

第1条 この要領は、宝塚市核兵器廃絶平和推進基本条例に基づき、市民と市が協働して平和事業を推進するため、宝塚市平和事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、平和の意義の普及啓発に関する事項について検討等を行う。

（構成）

第3条 検討委員会の委員は、市内において人権や平和について活動し、若しくは協力いただいている団体等の推薦又は市長の指名により選任する。

（任期）

第4条 検討委員会委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 会議は、総務部人権平和室人権男女共同参画課（以下「人権男女共同参画課」という。）が必要に応じて招集する。

2 委員の3分の2以上の者から会議の招集の請求があるときは、人権男女共同参画課はこれを招集しなければならない。

3 委員及び人権男女共同参画課は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議等に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 検討委員会の庶務は、人権男女共同参画課が行う。

附 則

この要領は、平成22年4月21日から施行する。

この要領は、平成23年4月12日から施行する。

この要領は、令和5年10月17日から施行する。